

平成20年8月22日に入札参加申込書作成要領を改正し、技術者の専任を要しない工事についても、入札参加申込書（様式第1号）の「3. 技術者要件（配置予定技術者）」欄を記載していただくこととしました。

配置予定技術者の記載にあたっては、下記運用の技術者の条件等に充分留意してください。

### 記

○ 「建設工事における配置技術者等の適正な運用について」（平成20年5月8日付第200800024787号）の一部改正（令和3年3月29日から施行）の抜粋

#### 3 技術者等及び技能士の条件

（1） 工事現場に配置する技術者等及び技能士は、法人の常勤の役員、個人事業主又は次の表の第1欄及び第2欄から第5欄までの技術者等の区分に応じそれぞれに定める日から遡って3月以上直接的かつ継続的な雇用関係が継続している者であること。

入札方式	現場代理人	主任（監理）技術者 監理技術者補佐		追加技術者	技能士
		専任を要する工事	専任を要しない工事		
制限付一般競争入札	契約日	開札日	契約日	開札日	開札日の前日
一般競争入札（制限付一般競争入札を除く。）		応募書類の提出期間の末日			
随意契約による工事又は指名競争入札		入札日又は見積合わせの日		入札日又は見積合わせの日	入札日又は見積合わせの前日

（2） 次に掲げるときは、それぞれに定める雇用期間を現に属する建設業者の雇用期間に加えることができる。

ア 合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更を行い、変更前後の組織で継続性が認められる場合で、組織変更前の他の建設業者の常勤の役員、個人事業主又は雇用者を鳥取県発注の建設工事に技術者等及び技能士として配置するとき 当該組織変更前の他の建設業者における雇用期間（法人の役員にあっては役員在任期間を含み、個人事業主にあっては事業期間とする。以下同じ。）

イ 建設業法第29条第1項第4号の規定により建設業許可を全て取消された他の建設業者の常勤の役員、個人事業主又は雇用者を当該取消の日から起算して1月以内に雇用し、当該者を鳥取県発注の建設工事に技術者等（主任（監理）技術者を除く。）及び技能士として配置するとき（当該者が主任（監理）技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として工事を施工管理した実績を有するときに限る。） 当該他の建設業者における雇用期間

#### 4 現場代理人の要件

現場代理人は、3に定める条件に加え、次に掲げる要件を満たす者であること。

（1） 営業所の専任技術者又は建設業の経営業務の管理を行う者（建設業の経営業務の管理を行う者を直接に補佐する者を含む。以下「経営業務の管理責任者等」という。）のいずれでもないこと。

（2） 他の工事に配置していない者であって現場代理人の職務を理解し、配置されようとしている工事（以下「配置予定工事」という。）に常駐できるものであること。ただし、次の

いずれかに該当するときは、他の工事に配置している技術者等（監理技術者を除く。）を当該配置予定工事の現場代理人として配置することができるものとする。

ア 当該配置予定工事が、配置している他の工事と密接な関係があると発注者が認めたものであるとき

イ 他の工事に配置している場合で、当該他の工事が実質完成し、当該他の工事の発注者が現場及び工事資料を確認し問題がないと承諾したことを証する書面（工事打合せ簿等）を所属建設業者が提出したとき

## 5 主任技術者の要件

主任技術者は、3に定める条件に加え、次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 配置予定工事が専任を要しないものである場合は、次の条件をすべて満たす者であること。

ア 他の工事に常駐が必要な現場代理人として配置していないものであること。ただし、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当するときは、当該他の工事に配置している現場代理人を配置予定工事の主任技術者として配置できるものとする。

（ア） 配置予定工事が、配置している他の工事と密接な関係があると発注者が認めたものであるとき

（イ） 当該他の工事に配置している場合で、当該他の工事が実質完成し、当該他の工事の発注者が現場及び工事資料を確認し問題がないと承諾したことを証する書面（工事打合せ簿等）を所属建設業者が提出したとき

イ 県工事の配置技術者等として2件を超えないこと。ただしアの（ア）又は（イ）のいずれかに該当するときは、当該他の工事に配置している技術者等を配置予定工事の主任技術者として配置することができるものとし、この場合は、当該他の工事と配置予定工事とをして1件とみなす。

ウ 配置予定工事箇所が所在する県土整備事務所、総合事務所（日野振興センターを除く。）

又は日野振興センター（以下「事務所等」という。）管内と異なる事務所等管内の県工事に技術者等として配置していないこと。

(2) 配置予定工事が専任を要しないものである場合で、営業所の専任技術者又は経営業務の管理責任者等を技術者等として配置するときは、(1)に掲げるもののほか、次の条件をすべて満たす者であること。

ア 営業所の専任技術者又は経営業務の管理責任者等としての職務も行い得る状況にあること。

イ 当該営業所で請負契約が締結された工事であること。

ウ 工事現場が当該営業所を管轄する事務所等管内であること。

エ 配置予定工事の現場と当該営業所との間で常時連絡を取り得る体制にあること。